

## 検証シート

年度	令和3年度
委員会名	総務委員会
提言項目	1. 交通安全について
具体的内容	<p>①危険区域をゾーン30に指定するだけでなく、ハンプやポストコーンといった抜け道対策、スピード抑制等に効果のあるものも併せて整備していくこと。また、ゾーン30の考え方を市内の重要な交差点や住宅密集地・通学路等に応用するよう検討すること。</p> <p>②交通事故減少のため、免許証保有者への再教育において、市として関わるができないか、他自治体の取り組みを調査研究すること。</p>
提言後の取組及び現状	<p>①ハンプやポストコーンなどの物理的デバイスによるスピード抑制等について、また、重要な地点への応用について</p> <p><b>現状</b></p> <p>本市では、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として時速30kmの速度規制をするとともに、車両が区域内を抜け道として通行する行為の抑制を図るため、ゾーン30の指定に取り組み、警察等関係機関と協議を重ねた結果、現在市内で4箇所の区域が指定されております。</p> <p><b>ゾーン30での取り組み</b></p> <p>平成27年に指定された庄野小学校地区と平成29年に指定された十宮・神戸地区につきましては、その設置効果などについて現在、地域との協議を行っております。協議の際にはETC2.0のビッグデータを活用し、ゾーン30内における平均速度、時速30km以上の速度発生割合、通過交通の走行履歴などのデータと地域内での交通の実情とを比較し、差異がないことの確認をしました。この結果を受けて、地域からはポストコーンの設置（3箇所）とハンプ設置（1箇所）の要望書が提出され、ポストコーンについては設置をし、ハンプについては令和5年度に対応予定と計画しています。</p> <p>また、令和3年に指定された神戸小学校地区と旭が丘地区につきましては、順次地域と共に検証していく予定です。</p>

### ゾーン30以外での取り組み

物理的デバイスの設置については、地域からの要望を基に順次設置しており、令和4年度の設置実績では（令和4年11月末時点）ポストコーン3箇所設置、区画線による視覚的な狭さくは9箇所設置しました。

### 今後の取り組みについて

これら物理的デバイスについては、抜け道対策や速度抑制等の対策に有効な手段の一つではありますが、その設置箇所については地域の状況に応じたものになります。例えばハンプについては、施工後は振動や騒音などの影響も併せ持つことから注意深く確認する必要があります。

令和3年9月に改定を行った鈴鹿市交通安全計画では、今後推進すべき対策の一つに、「生活道路等における交通安全の確保」を掲げており、これまでの「車」中心の対策から「人」の視点に立った施策を推進するため、地域と十分協議を行いながら、きめ細やかな対策に取り組んでまいります。

今後もゾーン30の区域内に限らず、住宅密集地や通学路などで設置後の効果が有効であると判断される箇所においては、要望された地域と協議を行いながら施工を行ってまいります。

## ②再教育における市の関与及び他自治体の調査研究について

### 現状

本市では、あらゆる世代を対象に地域で開催される交通安全教室への講師派遣を行っておりますが、例年、要請は保幼小中学校及び高齢者に偏っており、令和3年度の実績では、現役世代である企業向けの教室の開催は2回でありました。

また、主に企業等向けの交通安全教室は鈴鹿警察署でも実施しており令和3年度は13回開催されております。

### 提言後の取り組み

免許保有者、とりわけ現役世代への再教育における市の関与について、他自治体の取り組み状況の調査を実施いたしました。

調査からは、免許取得後の成人への交通安全再教育について、半数以上の自治体で研修等の実施計画や交通安全の施策はあるものの、主な施策の内容は、交通安全教室の開催や広報啓発という回答が多く、現在の本市の取り組みと大きな差

	<p>異は認められませんでした。</p> <p>また、現役世代への再教育の課題としては、やはり、日中は勤務している割合が高く、多忙であることが挙げられています。</p> <p><b>今後の取り組みについて</b></p> <p>改定した鈴鹿市交通安全計画には、今後、交通安全教室を推進するなかで現役世代に対しては「免許取得時や免許取得後の運転者教育だけでなく、事業所、関係機関、団体等と連携して、あらゆる機会を通じて交通安全教育の充実に努めていくこと」を掲げておりますが、多忙な現役世代への交通安全教室の開催に当たっては、何よりも事業所の協力が不可欠と考えます。</p> <p>今後においては、交通法規を遵守することは事業所にとりましてもコンプライアンスの観点からも責務であることをしっかりと伝えることに重きを置き、鈴鹿警察署など関係機関とも協力して、免許保有者への再教育に取り組んでまいります。</p>
<p>委員会の意見等</p>	<p>ゾーン30について、設置後もその効果について、ソフト面、ハード面を含めて継続的に検証してほしい。</p> <p>免許証保有者への再教育については、鈴鹿警察署などの関係機関と協力し、交通安全教室の開催を促進する必要がある。</p>

検証シート

年度	令和3年度
委員会名	総務委員会
提言項目	2. 職員研修と庁舎管理について
具体的内容	<p>①他自治体の接遇マニュアルを調査研究し、本市でも接遇マニュアルの作成を検討すること。また、感染症の蔓延等の緊急事態下であっても、研修機会を維持するために、オンライン研修等の活用について調査研究すること。</p> <p>②感染症拡大防止及び庁舎内での事故防止のため来庁者の動線に配慮した案内表示の設置を検討すること。また、庁舎敷地内に受動喫煙防止に配慮した案内表示等の設置を検討すること。</p>
提言後の取組及び現状	<p>①御提言いただいた接遇マニュアルについては、令和4年度中の策定を目指して作成の検討を行いました。原案の作成においては、他の自治体のマニュアルを参考とし、年代別に職員を無作為抽出してアンケート調査を実施し、意見を反映しました。</p> <p>その後、原案を市長、副市長、各部局長等の委員で構成するコンプライアンス推進本部会議にて提示し、委員から出された意見を反映した上で、令和4年11月に鈴鹿市接遇マニュアルとして策定し、庁内LAN掲示板により職員全般に周知しました。</p> <p>作成しました本マニュアルにおいては、接遇の基本となる「身だしなみ」、「あいさつ」、「表情・態度」、「言葉づかい」を示し、また、服装の基本や好ましい表情・態度、話し方・聴き方のポイントについても掲載しております。併せて、窓口・電話及びクレーム対応の流れや注意点についても掲載し、職員が本マニュアルを接遇の手引書として活用できるよう作成に努めました。</p> <p>オンライン研修については、感染症の蔓延下においても職員の研修機会を維持するとともに、継続的な人材育成を図るため、研修実施機関や外部講師と調整の上、実施しています。例えば、入庁10年目までの職員を対象として実施している階層別研修において、令和3年度には計10回のうち6回を、令和4年度には計10回のうち8回をオンラインで実施するな</p>

	<p>ど、感染症対策を講じながら途切れのない研修実施に努めました。</p> <p>②庁舎管理（管財課）      総務委員会視察      日時：令和3年10月13日（水）15時～16時      場所：本庁舎（立体駐車場，連絡通路，本館1階南玄関，東側エレベーター）      提言を受け，新設あるいは劣化等により修繕を施工いたしました。</p> <p>◆感染症拡大防止関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南玄関へ手指消毒液を両側に設置</li> <li>・感染防止啓発張り紙（エレベーターホール等）</li> <li>・換気対策</li> </ul> <p>◆庁舎内事故防止のための動線に配慮した案内表示関連      南玄関からの動線で合流箇所へT字ラインの設置      （自動ドアとトイレからの通路の合流部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北玄関から市道への出口へ「とまれ」表示</li> <li>・立体駐車場の歩行者用のグリーンライン修繕</li> <li>・立体駐車場エレベーター付近転倒防止対策ペイント</li> <li>・立体駐車場と平面駐車場合流地点へ「合流注意」表示</li> <li>・立体駐車場へ「スケボー禁止」張り紙</li> <li>・立体駐車場へ「滑りやすいので注意」注意喚起の張り紙</li> </ul> <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止に伴う「禁煙」・「歩きスマホ注意」張り紙</li> </ul>
<p>委員会の意見等</p>	<p>接遇マニュアルの効果については，市民や来庁者の声が基になるため，市民アンケート等を分析するとともに，接遇する職員の市民サービス向上に対する意識を高める必要がある。</p> <p>庁舎管理については，立体駐車場を使用される来庁者の意見を取り入れ，事故防止につながるように改善を行ってほしい。</p>

## 検証シート

年度	令和3年度
委員会名	総務委員会
提言項目	3. 投票率向上と参加しやすい選挙について
具体的内容	<p>①投票率向上を目指し、移動式期日前投票所や投票所等への移動支援といった他自治体の事例について調査研究し、導入を検討すること。</p> <p>②選挙ポスター掲示場は市民の目につく場所に設置しつつ、高所や傾斜地など足場が悪いところに設置されているものは場所を変更できないか、新規の選挙ポスター掲示場の設置にあたっては、高さの基準を設けられないか検討すること。</p>
提言後の取組及び現状	<p>①県内の先進地視察等を行い、本市が取り組む方向性を検討し、費用試算、課題抽出を行い、引き続き導入に向けた調査研究を継続していく。</p> <p>②ポスター掲示場については、高所や傾斜地など足場が悪いところに設置されている箇所については改善しました。 設置基準については、箇所で地形や立地条件が異なるため、一律の基準で設置が困難なところもあり、業務委託に係る仕様を見直し、新規設置や安全面について改善を図っていく。</p>
委員会の意見等	<p>公共交通空白地域などの移動支援について、地域や福祉、教育、医療分野などと意見交換を行い、高齢者施設、病院の調査も含め、投票率向上に向けて検討してほしい。</p> <p>選挙ポスター掲示場については、見やすさ、掲示しやすさなどを踏まえ、より安全な場所への設置を検討してほしい。</p>